

1 工 事 名 青森市立筒井小学校校舎等改築工事(令和3年第2回定例会議決)

〈工 期〉 令和3年7月3日から令和5年11月30日まで

〈相手方〉 鹿内・盛・今建設工事共同企業体
代表者 株式会社 鹿内組 代表取締役社長 鹿内 雄二
(青森市大字野尻字今田97番地1)

2 変 更 内 容

令和3年4月1日以降適用の労務単価(以下「新労務単価」という。)の決定に伴い、国土交通省の特例措置通知等に基づき、本市においても同様に令和3年4月12日付で特例措置を実施することとした。

本工事については、旧労務単価を適用した対象工事であるが、令和3年12月23日に相手方から請負代金額の変更の協議があり、協議の結果、新労務単価を適用し、増額変更を行うこととしたものである。

3 契 約 金 額

当 初 2,475,000,000円(税込)

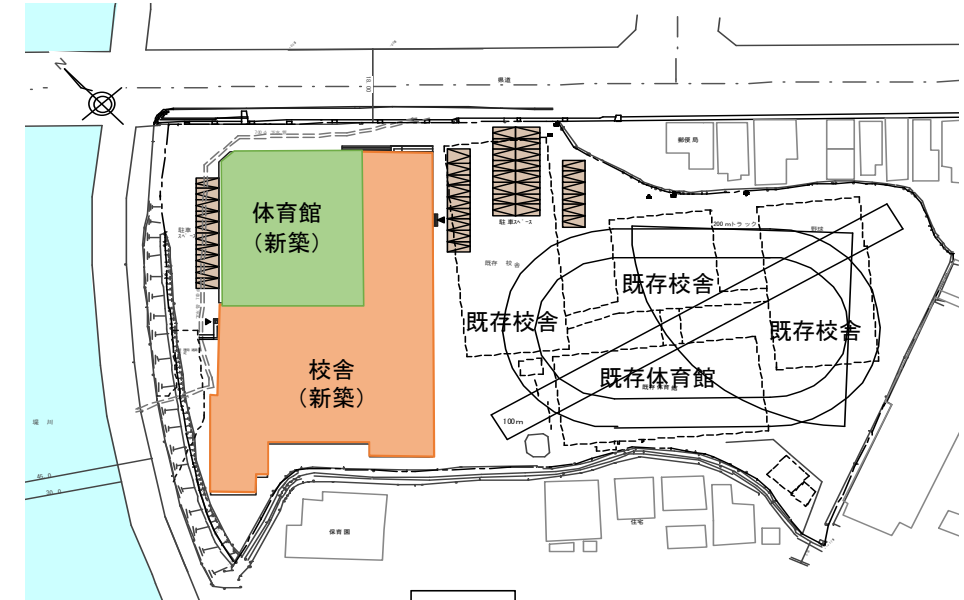
変更後 2,477,101,000円(税込)

増額分 2,101,000円(税込) (当初比0.085%の増額)

4 変更契約予定 令和4年2月中を予定

【工事概要】

工事場所 : 青森市筒井一丁目1番1号
構造・規模 : 校舎棟 鉄筋コンクリート造3階建 延床面積 : 7,713.30㎡
(体育館を含む) 一部鉄骨造



配置図



●工事状況(令和3年11月30日撮影)

※参考法令

- 地方自治法第180条第1項の規定による市長の専決処分手項の指定について(抄)

平成17年4月14日指定

地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第180条第1項の規定により次に掲げる事項は、市長においてこれを専決処分にするものとする。

- 一 青森市議会の議決に付さなければならない契約並びに財産の取得及び処分に関する条例(平成17年青森市条例第85号。以下「条例」という。)に基づく契約並びに財産の取得及び処分を議会の議決を経た後において当該契約並びに財産の取得及び処分に係る金額に変更を要する場合に、変更により増減する金額が変更前の金額の10分の1に相当する額を超えないもの。二～八(略)

- 特例措置について(令和3年4月12日付 青森市通知文書抜粋)

(1) 措置の内容

令和3年4月1日以降適用の労務単価(以下「新労務単価」という。)の決定に伴い2に定める工事の受注者は、「青森市工事請負契約標準約款」第51条の定めに基づき、令和2年度の労務単価(以下「旧労務単価」という。))に基づく契約を新労務単価に基づく契約に変更するための請負代金額の変更の協議を請求することができる。

(2) 対象工事

令和3年3月1日以降に契約を締結した工事のうち、旧労務単価を適用して予定価格を積算しているもの。

(3) 請負金額の変更

変更後の請負代金額については、次の方式により算出する。

変更後の請負代金額 = 新労務単価により積算された請負工事対応額 × 当初契約の落札率

- 青森市工事請負契約標準約款 第51条(その他の協議事項)抜粋

この契約書に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、発注者と受注者とが協議の上、定めるものとする。